

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成26年12月3日	
【会社名】	ブロードメディア株式会社	
【英訳名】	Broadmedia Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 太郎	
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号	
【電話番号】	03 - 6439 - 3725 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 植村 保彦	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号	
【電話番号】	03 - 6439 - 3725 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 植村 保彦	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	106,750,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	350,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 平成26年12月3日(水)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項に基づいて、当社の保有する当社普通株式(以下「本自己株式」といいます。)による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	350,000株	106,750,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	350,000株	106,750,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行数は、当社が処分する自己株式の総数です。
3. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
305	-	100株	平成26年12月19日(金)	-	平成26年12月19日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本自己株式の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 平成26年12月3日(水)開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本自己株式の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本自己株式に係る割当は行われなことがとなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ブロードメディア株式会社 管理本部 財務部	東京都港区赤坂八丁目4番14号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大手町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
106,750,000	1,500,000	105,250,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 新規発行による手取金とは本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用及び弁護士費用の概算であります。

(2)【手取金の使途】

当社グループは、技術プラットフォームを持つコンテンツ事業者として、独自性の高いサービスの提供を通じて成長を目指すことを経営戦略の基本としております。中長期的に更なる成長を遂げるために、以下の戦略のもとに事業を推進しております。

コンテンツサービスの持続的な成長を目指す

技術サービスの進化を加速させる

この戦略の元、「クラウド事業」「教育サービス」「デジタルシネマサービス」「釣りビジョン」の4つの事業に投資を継続しながら、将来の成長基盤を確立することに注力してまいりました。このうちの「教育サービス」「デジタルシネマサービス」「釣りビジョン」については、黒字化し、安定的な収益貢献が見込める状況になっております。

一方で、「クラウド事業」の中核をなす2013年6月より開始したクラウドゲーム事業については、これまで

他社へのプラットフォーム提供

新作の人気タイトル等の魅力あるコンテンツの充実

「Gクラスタ」搭載端末の拡大

の3つ戦略を軸にビジネスの拡大を図ってまいりました。これらの展開は開始以来、一定の進捗を見せておりますが、想定以上にそのスケールに時間がかかっております。

そのため、事業の拡大スピードを速めるために、追加的な施策の一つとして、クラウドの特性を活かしスマートフォンやタブレット端末とテレビを連動させるような、全く新しいゲームを提供することを準備してまいりました。

その第1弾が、来春配信開始を予定しているオリジナルゲーム「ZOIDS Material Hunters」となります。このゲームはスマホアプリとして楽しむことができるだけでなく、クラウドゲーム「Gクラスタ」に接続することで、スマホにはない機能やアイテムなどが拡張され、より奥の深いゲームを堪能できる新世代のクラウドゲームです。

当社は今後も、このようなオリジナルゲームの開発や人気ゲームタイトルのクラウド化を行い、その普及を図ることで、クラウドゲーム事業の成長を目指しており、その実現のために、中期に渡る継続的な同事業への投資及びマーケティングが必要と考えております。その中で、来期以降、同事業の本格的な拡大普及戦略を実現するためにも、当期に資金調達を実施することは、当社の収益増加及び企業価値の増大に寄与するものと考えております。

このような戦略において、本自己株式処分及び、同時に決議した第三者割当による新株予約権の発行は、当社の財務基盤を強化するとともに、オリジナルゲーム開発や人気ゲームタイトルのクラウド化、及びその広告宣伝等のマーケティング費用と、クラウドゲーム事業を含めたコンテンツ領域に関連する企業への投資、M & A 及び資本・業務提携を目的として実施するものです。

本自己株式処分の差引手取概算額105,250,000円のうち100,000,000円は、上記目的のうち最も支出予定時期が早いことが見込まれる、クラウドゲーム事業における広告宣伝等のマーケティング費用に充当する予定です(支出予定時期は平成27年1月～平成27年4月)。具体的には、平成27年春に配信開始予定であるクラウドの特性を生かした全く新しいオリジナルゲーム「ZOIDS Material Hunters」に係る、初期の広告宣伝等のマーケティング費用に充当する予定です。また、残額は人件費等の運転資金に充当いたします。

なお、支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成26年12月3日付の取締役会決議により、本第三者割当による自己株式の処分と並行して、以下の概要のとおり第三者割当による新株予約権の発行を決議しております。

（第三者割当による第3回新株予約権の発行）

(1) 払込期日	平成26年12月19日（金）
(2) 割当日	平成26年12月19日（金）
(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式5,000,000株（新株予約権1個につき1株）
(4) 新株予約権の総数	5,000,000個
(5) 発行価格	新株予約権1個につき1.69円
(6) 発行価格の総額	8,450,000円
(7) 行使価格	1株当たり338円 但し、当社は平成26年12月19日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初203円とし、行使価額に準じて調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
(8) 行使期間	平成26年12月19日（当日を含む。）から 平成27年12月19日（当日を含む。）まで 但し、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとします。
(9) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当 割当予定先：ドイツ銀行ロンドン支店

（第三者割当による第4回新株予約権の発行）

(1) 払込期日	平成26年12月19日（金）
(2) 割当日	平成26年12月19日（金）
(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式3,500,000株（新株予約権1個につき1株）
(4) 新株予約権の総数	3,500,000個
(5) 発行価格	新株予約権1個につき0.05円
(6) 発行価格の総額	175,000円
(7) 行使価格	1株当たり388円 但し、当社は平成27年6月19日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初233円とし、行使価額に準じて調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
(8) 行使期間	平成26年12月19日（当日を含む。）から 平成29年12月19日（当日を含む。）まで 但し、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。
(9) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当 割当予定先：ドイツ銀行ロンドン支店

(第三者割当による第5回新株予約権の発行)

(1) 払込期日	平成26年12月19日(金)
(2) 割当日	平成26年12月19日(金)
(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式2,500,000株(新株予約権1個につき1株)
(4) 新株予約権の総数	2,500,000個
(5) 発行価格	新株予約権1個につき0.03円
(6) 発行価格の総額	75,000円
(7) 行使価格	1株当たり438円 但し、当社は平成27年6月19日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日(株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。)でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初263円とし、行使価額に準じて調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
(8) 行使期間	平成26年12月19日(当日を含む。)から 平成29年12月19日(当日を含む。)まで 但し、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。
(9) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当 割当予定先: ドイツ銀行ロンドン支店

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft) ()
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 (Tausanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年6月27日 (2013年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)) 有価証券報告書(2013年度)の訂正報告書 平成26年6月27日 半期報告書 平成26年9月29日 (2014年度中(自平成26年1月1日至平成26年6月30日))
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社の普通株式16,100株(平成26年9月30日現在。総議決権数の0.02%)を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

法人としてのドイツ銀行がロンドン支店を通じて割当を受けることを明確にすべく、割当予定先についての記載は原則として「ドイツ銀行ロンドン支店」としてありますが、当該記載箇所におきましては「直近の有価証券報告書等の提出日」との関連で記載する観点から当該記載を「ドイツ銀行」としてあります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から、平成26年10月に本自己株式処分と当社第3回ないし第5回新株予約権（以下、あわせて「本新株予約権」といいます。）の発行を同時に実施する資金調達方法についての提案を受けました。当該提案を受け、当社内で正式な協議・検討を行った結果、以下に述べるとおり、ドイツ銀行グループの提案を採用することが資金調達の方法として最善であるとの結論に至ったため、平成26年12月3日の取締役会において、本自己株式処分を決議致しました。

当社は、ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、今回の資金調達では、事業の拡大による業績向上や、更なる外部環境の進展によって企業価値が上昇する場面を着実に捉えて、次の成長資金を調達できる方法を選択したいと考えていたため、ドイツ銀行グループより提案を受けた本スキームは、当社の事業及び事業環境の進展に応じて資金調達ができる点において当社の資金ニーズに合致していることや、現在準備中のオリジナルゲームに係るマーケティング活動の実施が必要と考えられるタイミングにおいて相当の資金調達が可能であること、また、本新株予約権を利用した手法は、ドイツ銀行グループが独自に開発し、実績を有した手法であり、当該手法を用いた資金調達を行うには、割当先としてドイツ銀行グループを選定することが最善であると判断致しました。

ドイツ銀行グループは、下記「f. 払込みに要する資金等の状況」及び「g. 割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。

（注）本自己株式処分は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

ドイツ銀行ロンドン支店：350,000株

e. 株券等の保有方針

ドイツ銀行ロンドン支店は、本自己株式について、投資銀行業務に基づく投資有価証券として保有し、市場動向に応じて適宜これを売却していく予定です。

なお当社は、割当予定先が発行日より2年以内に本自己株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本自己株式処分の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、ドイツ銀行ロンドン支店の直近の財務諸表等から、純資産額は70,106百万ユーロ(約103,483億円、換算レート 1ユーロ147.61円(平成26年12月2日の仲値))(連結、平成26年9月30日現在)と確認しているほか、当該資金の払込みについては本買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

ドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin))の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行(Bank of England)(プルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority))及び英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)の監督及び規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先及びその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「反社会的勢力」といいます。)ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

なお、当社とドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社は第一種金融商品取引業者、東京証券取引所の総合取引参加者である等により、同社及びその役員が反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

処分金額につきましては、本自己株式処分に関する取締役会決議の日の前営業日(平成26年12月2日)における東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値の90.2%である1株あたり305円といたしました。

上記処分金額の決定は、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社株式の価格変動が大きいことを理由として割当予定先からの要請に応じることいたしました。さらに、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案しても、当社の事業の成長及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても、いわゆる有利処分には該当しないものと判断しております。したがって、当社は、上記処分金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。また、当該処分価額の305円につきましては、下記のいずれの期間におきましても、特に有利な処分価額には該当しないと判断しております。

	終値及び終値の平均値	ディスカウント率 (はプレミアム率)
(ア) 取締役会決議日の前営業日	338円	9.8%
(イ) 取締役会決議日の前営業日から直近1ヶ月間	234円	30.3%
(ウ) 取締役会決議日の前営業日から直近3ヶ月間	225円	35.6%
(エ) 取締役会決議日の前営業日から直近6ヶ月間	183円	66.7%

なお、当社監査役4名全員(うち社外監査役が3名)から、取締役会における上記算定根拠による処分金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対して特に有利ではないことに関わる適法性は確保されている旨の見解を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分により処分される本自己株式の数は350,000株であり、平成26年9月30日現在の当社発行済株式総数66,723,516株及び議決権個数652,133個を分母とする希薄化率は0.52%(議決権は0.54%)に相当します。

また、本自己株式処分と同時に発行される予定である本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は11,000,000株であり、当該潜在株式の数を本自己株式の数と合算した場合、平成26年9月30日現在の当社発行済株式総数66,723,516株及び議決権個数652,133個を分母とする希薄化率は17.01%(議決権は17.40%)に相当します。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による資金調達により、クラウドゲーム事業におけるオリジナルゲーム開発及び優良タイトルのクラウド化、広告宣伝等のマーケティング費用、クラウド事業を含めたコンテンツ領域に関連する企業への投資、M&A及び資本・業務提携に充当することで計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、当社株式の現在の流動性を考慮した場合、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
ドイツ銀行ロンドン支店（ドイチェバンクアーゲーロンドン610） （常任代理人ドイツ証券株式会社）	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK （東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー）	161	0.02	113,661	14.85
S B B M株式会社	東京都港区東新橋1丁目9-1	111,643	17.12	111,643	14.58
S B Iエンタテインメントファンド2号	東京都港区六本木1丁目6-1	64,451	9.88	64,451	8.42
S B Iホールディングス株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	38,119	5.85	38,119	4.98
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	11,104	1.70	11,104	1.45
橋本 太郎	東京都文京区	6,198	0.95	6,198	0.81
佐藤 栄治	愛知県名古屋市中川区	4,610	0.71	4,610	0.60
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4-1	4,128	0.63	4,128	0.54
落合 樹一	東京都港区	4,004	0.61	4,004	0.52
野村信託銀行株式会社（投信口）	東京都千代田区大手町2丁目2-2	3,769	0.58	3,769	0.49
計		248,188	38.06	361,688	47.24

（注）1．割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年9月30日現在の株主名簿及び平成26年12月2日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものを基準として記載しております。

2．ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載の新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、本自己株式処分及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社（保険会社を除きます。）の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。

3．「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は平成26年9月30日現在の株主名簿及び平成26年12月2日までに大量保有報告書等により確認できる所有株式数及び総議決権数652,133個に基づき、(1)割当予定先が本自己株式処分により取得する当社株式及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載の新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ(2)本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数値となります。

4．「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）
平成26年6月20日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）
平成26年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第2四半期（自平成26年7月1日 至平成26年9月30日）
平成26年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年12月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月24日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年12月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成26年9月3日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年12月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成26年12月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年12月3日）までの間において変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年12月3日）現在においても、その判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ブロードメディア株式会社 本店
(東京都港区赤坂八丁目4番14号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。